

感染症および食中毒の予防並びにまん延防止のための指針

第1条 目的

本指針は、訪問看護事業において感染症および食中毒の発生を予防し、万一発生した場合においても迅速かつ適切に対応することにより、利用者、職員および地域社会への感染拡大を防止することを目的とする。

第2条 基本方針

当事業所は、感染症および食中毒の予防ならびにまん延防止のため、次の基本方針に基づき対策を実施する。

1. 標準予防策（スタンダードプリコーション）を基本とし、すべての利用者に対して感染防止対策を実施する。
2. 感染症または食中毒の発生が疑われる場合は、速やかに管理者へ報告し、必要に応じて医師、保健所等の関係機関と連携する。
3. 職員一人ひとりが感染防止の重要性を理解し、日常業務において適切な衛生管理を徹底する。
4. 利用者および職員の安全確保を最優先とし、感染拡大防止に努める。

第3条 感染予防の基本

当事業所は、感染症予防のため、次の対策を実施する。

1. 手洗いおよび手指消毒の徹底
2. マスク、手袋、エプロン等の個人防護具（PPE）の適切な使用
3. 血液・体液・排泄物等への接触防止
4. 医療廃棄物および使用済み物品の適切な処理
5. 訪問バッグ、医療器具、タブレット等の清拭・消毒
6. 車両および業務物品の衛生管理

第4条 食中毒の予防

当事業所は、食中毒の発生を防止するため、次の対策を実施する。

1. 食品衛生に関する基本的知識の周知
2. 調理前後の手洗いの徹底
3. 食品の適切な保存および管理
4. 利用者宅における衛生環境への配慮

第5条 感染症および食中毒発生時の対応

感染症または食中毒の発生または疑いが生じた場合は、次の対応を行う。

1. 利用者および職員の安全確保を最優先とする
2. 速やかに管理者へ報告し、必要に応じて医療機関および保健所へ相談する
3. 発生状況および対応内容を記録し、再発防止策を検討する
4. 必要に応じて関係機関と連携し、感染拡大防止に努める

第6条 職員の健康管理

当事業所は、職員の健康管理を徹底し、感染症の予防に努める。

1. 発熱、咳、下痢等の症状がある場合は出勤を控える
2. 日常的な健康観察を行い、体調変化を速やかに報告する
3. インフルエンザ等の予防接種を推奨する
4. 感染症罹患時は就業規則等に基づき勤務停止等の措置を行う

第7条 教育および研修

当事業所は、感染症および食中毒の予防のため、次の教育・研修を実施する。

1. 年1回以上の感染症対策研修の実施
2. 新規採用時の感染症対策教育
3. 必要に応じた外部研修への参加

第8条 指針の見直し

本指針は、法令改正、社会情勢の変化、感染症発生状況等を踏まえ、定期的に見直しを行う。

附則

本指針は 2025 年 12 月 1 日より施行する。

ゆるり訪問看護リハビリステーション調布